

徳島県告示第四百十四号

平成三十年徳島県告示第五百五十八号（漁業災害補償法の規定による一定の水域を定める件）の一部を次のように改正し、令和五年四月七日から施行する。

令和五年四月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

小割り式二年魚くろまぐる養殖業、小割り式三年魚くろまぐる養殖業、小割り式四年魚くろまぐる養殖業及び小割り式五年魚くろまぐる養殖業の表の次に次のように加える。  
かき養殖業

加入区の名称	区 域
内海第一加入区	区第四十号漁業権の漁場の区域
内海第二加入区	区第四十四号漁業権の漁場の区域
内海第三加入区	区第四十五号漁業権の漁場の区域
内海第四加入区	区第四十六号漁業権の漁場の区域
内海第五加入区	区第四十七号漁業権の漁場の区域
内海第六加入区	区第三百二十三号漁業権の漁場の区域
内海第七加入区	区第三百三十四号漁業権の漁場の区域
福村加入区	区第三百三十七号漁業権の漁場の区域
椿泊湾加入区	区第二百二十六号漁業権の漁場の区域
那佐湾加入区	区第四百十号漁業権の漁場の区域